

# 沼田市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組み

## 1. 方針

- 沼田市議会は、沼田市議会業務継続計画に掲げる、「議会は、議事・議決機関として、予算、条例及び重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策決定において地域の特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を平常時、非常時を問わず担っている」ことから、「非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない」とする目的に基づき、議員及び議会事務局職員は、本会議の開催を最優先事項として活動する。
- 議員及び議会事務局職員は、自らの新型コロナウイルス感染症への感染により本会議の開催ができなくなるリスクがあることを十分認識し、公私ともに注意して行動する。

## 2. 本会議の運営について

- 本会議は、感染拡大防止対策を施した上で、開催する。
- 沼田市議会基本条例第5条の規定に則して、本会議は公開で開催するが、市広報、市議会だより、インターネットにおける広報、及び各議員からの自主的な呼びかけにより、傍聴席における傍聴の自粛の協力依頼及びインターネット中継の閲覧を促す。

## 3. 各種委員会及び協議の場等の会議の運営について

- 各種委員会及び協議の場等の会議（以下「委員会等」という。）は、原則として、感染拡大防止対策を施した上で、開催する。ただし、各種議案、請願及び陳情の審査等、本会議の運営や議会の議事・議決機関としての機能の発揮に直接の影響を及ぼさない、不要不急の委員会等については、委員長の判断により、開催を延期または中止できる。
- 一部の協議の場を除き、沼田市議会基本条例第5条の規定に則して、委員会等は公開で実施するが、市広報や市議会だより、インターネットにおける広報や各議員からの自主的な呼びかけにより、委員会室等における傍聴の自粛の協力依頼を行う。また、委員長は、一度の委員会等の傍聴人が15名程度を超える場合など、傍聴人が過密に接触する恐れがある場合は、傍聴を許可しないなどの判断を適時適切に行う。

感染拡大防止対策

## 「3つの密」の防止と感染源の消毒

- ① 本会議及び委員会等（以下「議会の会議」という。）の開催時は、約1時間に1回以上、5分以上の換気を行う。
- ② 委員会等は、原則として、第1委員会室よりも面積の広い、第2委員会室を会場とする。
- ③ 他の部屋と比較して換気の悪い「第3委員会室」及び「面談室2」「面談室3」については、議会の会議での利用を禁止する。
- ④ 傍聴人に対しては、密集して着席しないよう留意し、議会事務局における受付時に注意を促す。
- ⑤ 議会の会議の出席者は、原則としてマスクを着用する。また、発言時も同様とする。
- ⑥ 議会フロア内に消毒液を設置する。
- ⑦ 傍聴受付、傍聴席、演壇、委員会室等の什器その他の共用物品については、利用前及び利用後に議会事務局職員が、消毒を行う。
- ⑧ 演壇の水差しについては、新型コロナウイルス感染症の終息が確認されるまでの間、設置を取りやめる。